

# じん肺法

項目	条文	主な内容													
定義	第2条	<p>じん肺：粉じんを吸入することによって肺に生じた線維増殖性変化を主体とする疾病</p> <p>合併症：じん肺と合併した肺結核その他のじん肺の進展経過に応じて、じん肺と密接な関係がある疾病 肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、続発性気胸および原発性肺がん (じん肺法施行規則第1条)</p>													
じん肺健康診断	第3条	<p>1. 粉じん作業(則第2条)従事労働者全員に対する検査 ① 粉じん作業職歴調査 ② 胸部エックス線直接撮影</p> <p>2. 胸部臨床検査(則第4条) ① 既往歴 ② 胸部の自覚症状、他覚所見</p> <p>3. 結核精密検査(則第6条) ① 結核菌検査 ② エックス線特殊撮影 ③ 赤血球沈降速度 ④ ツベルクリン反応</p> <p>4. 肺結核以外の合併症の検査(則第7条) ① 結核菌検査 ② 痰に関する検査 ③ エックス線特殊撮影</p> <p>5. 肺機能検査(則第5条) ① スパイロメトリー、フローボリューム曲線 ② 動脈血ガス分析</p> <p>合併症あり 合併症なし</p> <p>じん肺有所見 無所見</p> <p>じん肺管理区分</p> <p>* 肺がんに関しては各々、喀痰細胞診、胸部らせんCT検査</p>													
エックス線像	第4条	<p>• エックス線像の型：</p> <p>① 第1型：両肺野にじん肺による粒状影または不整形陰影が少数あり、大陰影(じん肺によるものに限る)なし</p> <p>② 第2型：両肺野にじん肺による粒状影または不整形陰影が多数あり、大陰影なし</p> <p>③ 第3型：両肺野にじん肺による粒状影または不整形陰影が極めて多数あり、大陰影なし</p> <p>④ 第4型：大陰影あり</p>													
じん肺管理区分		<p>• じん肺健診の結果(管理区分)：</p> <p>① 管理1：じん肺の所見がないと認められるもの</p> <p>② 管理2：エックス線写真の像が第1型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの</p> <p>③ 管理3：(イ、ロ)・エックス線写真の像が第2型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの</p> <p>• エックス線写真の像が第3型または第4型(じん肺による大陰影の大きさが、一側の肺野の1/3以下のものに限る)で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの</p> <p>④ 管理4：• エックス線写真の像が第4型(じん肺による大陰影の大きさが、一側の肺野の1/3を超えるものに限る)と認められるもの</p> <p>• エックス線写真の像が第1型、第2型、第3型または第4型(じん肺による大陰影の大きさが、一側の肺野の1/3以下のものに限る)で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの</p>													
じん肺健康診断の種類	第7条～第10条	<p>• 就業時、新たに粉じん作業に従事することとなったとき</p> <p>• 定期：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>粉じん作業従事との関連</th> <th>じん肺管理区分</th> <th>健診間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">常時粉じん作業に従事</td> <td>1</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>2, 3</td> <td>1年以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">常時粉じん作業に従事したことがあり、現在非粉じん作業</td> <td>2</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>• 定期外：① じん肺健診以外の健診でじん肺または疑と診断されたとき ② 合併症により1年を超えて療養した労働者が、医師により療養を要しなくなったと診断されたとき ③ 常時粉じん作業に従事したことがあり、現在非粉じん作業に従事している労働者に対してじん肺管理区分が2の者に対して、毎年的一般定期健診の際に肺がんにかかっている疑いがないと診断されたとき以外のとき(肺がんに関する検査として、胸部らせんCT検査、喀痰細胞診を行う)</p> <p>• 離職時(P.249参照)</p>	粉じん作業従事との関連	じん肺管理区分	健診間隔	常時粉じん作業に従事	1	3年以内	2, 3	1年以内	常時粉じん作業に従事したことがあり、現在非粉じん作業	2	3年以内	3	1年以内
粉じん作業従事との関連	じん肺管理区分	健診間隔													
常時粉じん作業に従事	1	3年以内													
	2, 3	1年以内													
常時粉じん作業に従事したことがあり、現在非粉じん作業	2	3年以内													
	3	1年以内													
じん肺管理区分の決定手続き	第13条 第14条	<p>じん肺健診</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>じん肺所見なし⇒管理1</li> <li>じん肺所見あり⇒エックス線フィルムと健康診断結果を都道府県労働局長に提出⇒地方じん肺診査医の診査に基づきじん肺管理区分決定⇒事業者へ通知</li> </ul>													
記録の作成と保存	第17条	事業者はじん肺健診の記録を作成し、エックス線フィルムとともに7年間保存													
じん肺管理区分に応じた健康管理のための措置	第20条の2 第20条の3 第21条 第23条	<p>管理1 特別な措置なし</p> <p>管理2 粉じん曝露の低減措置</p> <p>管理3イ 勸奨</p> <p>管理3ロ 指示</p> <p>管理4 作業転換の義務</p> <p>管理2または3で合併症あり 療養</p>													